令和8年度から国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の賦課内容を見直します

問 税務課国民健康保険税担当 ☎㉓5147

各保険税（料）の通知書は7月中旬に送付します。年金から引き落とし の人は、8月上旬に送付します。各保険税（料）について、詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

子ども・子育て支援金制度の創設

国では、子どもや子育て世代を社会全体で支援する新たな仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」を創設しました。これは、全世代を対象に、加入している健康保険の保険税（料）の一部として「子ども・子育て支援納付金」を徴収し、子育て支援の充実を図ることを目的としています。社会全体で子どもや子育て世帯を支え、将来社会を支える若い力を育むという支え合いの循環を生むための仕組みです。

これに伴い、令和8年度から国民健康保険税と後期高齢者医療保険料には、新たに「子ども・子育て支援金分」が加算されます。

国民健康保険税

国民健康保険税は、前年所得による「所得割額」、国民健康保険加入者の人数に応じた「均等割額」、加入世帯に対してかかる「平等割額」の3つの項目の合計額で、国民健康保険制度の運営資金です。他の職場の医療保険制度などに加入していない全ての人を対象としています。

■国民健康保険税率などの改正

区分		改正前	改正後
医療分	所得割	5.80%	6.90%
	均等割	20,700円	29,300円
	平等割	15,800円	20,100円
	課税限度額	66万円	67万円
後期高齢者支援金分	所得割	2.25%	2.80%
	均等割	8,000円	12,000円
	平等割	5,800円	8,200円
	課税限度額	26万円	26万円
介護納付金分	所得割	2.26%	2.20%
	均等割	9,600円	10,800円
	平等割	4,700円	5,200円
	課税限度額	17万円	17万円
子ども・子育て支援金分【新規】	所得割	－	0.26%
	均等割		1,100円
	18歳以上均等割（※1）		100円
	平等割		800円
	課税限度額		3万円
合計	所得割	10.31%	12.16%
	均等割（※2）	38,300円	53,300円
	平等割	26,300円	34,300円
	課税限度額	109万円	113万円

※1 18歳になって最初の3月31日を過ぎていない子どもを除いた、1人当たりの金額です。
※2 子ども・子育て支援金分の18歳以上均等割額を含みます。

■国民健康保険税の軽減判定所得額（下線部が変更点）
軽減判定所得は、世帯主と被保険者全員の合計額です（国民健康保険制度に加入していない世帯主の所得を含む）。

軽減割合	世帯主と世帯内の被保険者の所得の合計額
7割	43万円＋10万円×（給与所得者等（※3）の数－1）以下の世帯
5割	43万円＋31万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯
2割	43万円＋57万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯

※3 給与所得者等とは、❶一定額（65万円）を超える給与収入がある人、❷一定額（65歳未満の場合は60万円、65歳以上の場合は125万円）を超える公的年金等収入があり給与所得がない人です。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、前年の所得による「所得割額」と一人一人が均等に負担する「均等割額」の合計額で、後期高齢者医療制度の運営資金です。75歳（一定の障がいがあると認定されたときは65歳）以上の人を対象としています。

■後期高齢者医療保険料率などの改正

区分		改正前	改正後
医療分	所得割	9.28%	9.12%
	均等割	47,400円	52,200円
	課税限度額	80万円	85万円
子ども・子育て支援金分【新規】	所得割	－	0.25%
	均等割		1,370円
	課税限度額		21,000円
合計	所得割	9.28%	9.37%
	平等割	47,400円	53,570円
	課税限度額	80万円	871,000円

■後期高齢者医療保険料の軽減判定所得額（下線部が変更点）
軽減判定所得は、世帯主と被保険者全員の合計額です（後期高齢者医療制度に加入していない世帯主の所得を含む）。

軽減割合	世帯主と世帯内の被保険者の所得の合計額	軽減後の均等割額	
		医療分	子ども・子育て支援金分
7.2割（※4）	43万円＋10万円×（給与所得者等（※5）の数－1）以下の世帯	14,616円	－
7割		－	411円
5割	43万円＋（31万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	26,100円	685円
2割	43万円＋（57万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	41,760円	1,096円

※4 令和8・9年度については、医療分のみ7割軽減に加え、さらに0.2割の減額を行っています。
※5 給与所得者等とは、❶一定額（55万円）を超える給与収入がある人、❷一定額（65歳未満の場合は60万円、65歳以上の場合は125万円）を超える公的年金等収入があり給与所得がない人です。

介護保険料

介護保険料は、40歳以上の人を対象とする介護保険制度の運営資金です。介護保険料は、65歳以上の人（第1号被保険者）の場合、基準額を基に所得段階別に決められています。40歳から64歳までの人（第2号被保険者）で、国民健康保険制度に加入している場合は、介護保険料を国民健康保険税の中に含めて世帯主が納めます。また、職場の医療保険制度などに加入している人は、医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与に応じて決められ、給与から徴収されます。

■第1号被保険者の介護保険料基準額（下線部が変更点）
第6段階から第13段階までは対象者、基準額に対する割合、保険料年額に変更はありません。
各段階別の年額＝6,370円（基準月額）×12月×各段階別の基準額に対する割合（100円未満切り捨て）

所得段階	対象者		基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	世帯全員が住民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が826,500円以下の人	0.285	21,700円
第2段階		本人の課税年金収入額＋合計所得金額が826,500円を超え120万円以下の人	0.485	37,000円
第3段階		本人の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える人	0.685	52,300円
第4段階	本人が住民税非課税	本人の課税年金収入額＋合計所得金額が826,500円以下の人	0.9	68,700円
第5段階【基準】		本人の課税年金収入額＋合計所得金額が826,500円を超える人	1.0	76,400円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	1.2	91,700円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	99,300円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	114,600円
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	129,900円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	145,200円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	160,500円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	175,800円
第13段階		合計所得金額が720万円以上の人	2.4	183,400円